

第5回 相模川川づくりのための土砂環境整備検討会 議事メモ(1/2)

議事	質問・意見	回答	対応方針
1.新規委員について	水産課と農地課が入る理由を教えてください。また、水産課は海に関してなのか。	置砂にあたって、取水堰等の管理者の農地課と内水面関係の水産課を入れる必要があると考えた。	新規委員の追加については、承認された。
2.傍聴について	定員は何名か。また、録音を禁止する必要はないのではないか。 議事録については、発言者を明確にすることが望ましい。もめごとなどで記載する必要はないが、通常の発言であれば、委員として委嘱を受けているのであるから記載されて問題はないはずである。 他の委員会などと横並びで杓子定規に公表を制限すると、市民の知る権利が侵害される。 懇談会の提言書において、NPO との連携、仕組みづくりについて明記されていることから公開だけでなく、将来的に共有することが重要である。	議事録に名前を記載しないのは、行政の立場を考慮すると、発言がしにくくなることも考えられるための配慮であると考え。 神奈川県では原則全ての会議を公表しているが、議事録については議事要旨の形式が一般的であり、それらは委員に確認の上、必要に応じて修正している。 座長としては、録音、撮影の要望を許可する方針である。当面は事務局案の規定で進め、問題が生じれば、必要に応じてこの会議で見直すこととしてはどうか。(砂田座長)	事務局案にて、規約、傍聴規定とも承認された。立場上の制約を考慮して、自由な活発な発言を期待することから、発言者名は記載しない。
3.置き砂試験施工について	P5 候補地点4箇所のうち、D地点以外の状況はどうなっているのか。	A～Dは置き砂の候補箇所で、実際においたのは、D地点だけである。(事務局)	-
(1)H18、H19の試験施工結果について	P17 H19.9 出水後のクロロフィルの回復が遅れているのは、通常は石に残った付着藻を基に回復していくが、H19.9は大出水で完全に石表面がフラッシュされ、他の無機物がない状態からの回復であったためと考えられる。	-	-
	P26 箱書き中に「ダムにトラップされる砂礫分」とあるが、シルト・粘土もトラップされているので、間違えないような記述とする必要がある。	シルト分もダムでトラップされるが、下流へ流されるものもある。ここでは砂礫分は完全にトラップされるという意味で記述しているのではないか。	指摘の通り修正を行う。
	濁水の長期化には、ダム湖に堆積したシルト分のかく乱も要因と考えられるため、その分も考慮する必要がある。	-	濁水の長期化は、流入水に含まれるシルト分のダム湖内での滞留が主要因と考えられる。洪水流によるダム湖底に堆積するシルト分のかく乱の影響については、関連研究を調査するとともに、学識者にヒアリングを行う。
	濁度については、農業の基準値を大きく越えており、問題がないとは言えないのではないか。	ここでは、置き砂上下流で濁度の変化に差異がないことから、問題ないとしている。(事務局)	-
	濁度やSSが増加した要因を区分して整理しておく必要がある。P24 図3-29からは置き砂ではなく、ダムそのものの影響であり、しっかりした判断が必要である。	-	観測地点の通過土砂量を整理し、SSの増加要因が置き砂土砂流下ではなく、洪水による山地からの土砂流入の影響であることを分析する。
	P27の砂礫河原環境がよくなったのは、置き砂だけの影響ではなく洪水全体による効果と言えるので、記述を修正すべき。	-	指摘の通り修正する。
	P11 水際部の粒径が小さくなっているが、これが進むと水際沿いの比高差がついてしまい問題となる。今後は砂州横断方向の粒径分布を調査し、変化を把握する必要がある。	-	今後のモニタリング項目として検討する

第5回 相模川川づくりのための土砂環境整備検討会 議事メモ(2/2)

議事	質問・意見	回答	対応方針
3.置き砂試験施工について (1)H18、H19 の試験施工結果について	H19.9 が大きな出水であったが、この出水が土砂環境の現状や課題に対して、プラスマイナスどのように作用したかを把握する必要がある。	樹林化が一部解消されたというプラスは確認された。	今後、出水による土砂環境への影響について整理し、次回検討会で報告する。
	H19.9 出水におけるダムへの流入量、カット量は。	城山ダムでは3,100m ³ /sが流入し、700m ³ /sをカットした。	-
	P19 H19.7 出水後に置き砂上流の St.6、St.7 でのみ匍匐型が回復している。匍匐型は河床表面を移動する性質の種なので、置き砂土砂流下により匍匐型に悪影響を与えている可能性が無いか留意する必要がある。		観測データ及び環境条件を精査し、上下流で差異が生じた要因を考察した上、学識経験者の意見を踏まえ、評価を行うものとする。
3.置き砂試験施工について (2)H20 年度の実施方針について	平成 20 年度の置き砂の量はどの程度を考えているのか	量はH18、H19 と同じく 5,000m ³ 程度、現地土砂と相模湖浚渫土のブレンド割合等は今後検討する。(事務局)	-
	相模湖の浚渫土砂の設置量・質を教えてください。	浚渫土は、船からあげて仮置き後に随時運び出している。	-
	どの辺りの土砂を取るかが重要である。可能な限り、上流寄りの砂分主体となったものを使って欲しい。	粒径を選んで浚渫することはできないので、陸揚げしたものを見て使ってほしい。	
	水道事業者としては、水質面を考慮し有機分が少ないものを使っていただきたい。成分分析等も実施してほしい。	-	モニタリング計画を検討し、検討会へ諮る。また、事前に学識者への意見聴取を行う。
	水産の観点からは、クロロフィル a、強熱減量等を全て調査する必要はなく、生産量、増殖量を調査すればよいと考える。	-	
	浜口先生、勝呂先生にも置き砂が環境に与える影響について確認した上で実施してほしい。また、事前に検討会を開催してほしい。	-	置き砂実施方針検討後に検討会を開催する。必要に応じて、関係者への意見聴取等を行う。 実施方針については、検討会と合わせて情報公開する。
	市民は、過去の経緯から、浚渫土砂を河川に用いることに過敏になっているため、事前の説明等をしっかり行うことが必要と考える。	-	
4.その他	前回検討会にて、他河川の事例や海外文献等の調査を行うべきと発言しているが、進めているのか。これはやるべきである	-	関連事例の収集・整理を行い、情報提供する。
	資料は事前に送ってほしい。前回の議事要旨は出してほしい。置き砂に係わる事業費を教えてください	-	資料は事前送付を目指す。 議事要旨は、次回に配布することとする。